

東京電力柏崎刈羽原子力発電所の再稼働に関する新潟県民投票条例案

【目的】

第1条 この条例は、東京電力柏崎刈羽原子力発電所(以下「柏崎刈羽原発」という。)の再稼働に関する知事の判断において、県民の意思を公正かつ民主的な手段によつて的確に反映させることを目的とする。

【県民投票】

第2条 前条の目的を達成するため、県民による投票(以下、県民投票という。)を実施する。

【県民投票の執行】

第3条 県民投票に関する事務は、知事が執行するものとする。

【県民投票の期日】

第4条 県民投票の期日(以下「投票期日」という。)は、知事が再稼働の是非を判断するまでの期間において、知事が定める。

2 知事は、前項の規定により投票期日を定めたときは、選挙管理委員会に対して速やかに通知するものとする。

【県民投票の告示】

第5条 選挙管理委員会は、前条の規定による通知を受けたときは、投票期日の12日前までにこれを告示するものとする。

【投票資格者】

第6条 県民投票における投票の資格を有する者(以下、投票資格者という。)は、前条の規定による告示の日の前日において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第9条の規定により、新潟県の議会の議員及び知事の選挙権を有する者(同法第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第28条の規定により選挙権を有しないものを除く。)とする。

2 その他、投票資格者名簿の調製に関し必要な事項は、規則で定める。

【一人一票・秘密投票】

第7条 県民投票は、一人一票とし、秘密投票とする。

【投票期日・自書投票の原則】

第8条 投票資格者は自ら、投票期日に、規則で定める県民投票を行う場所(以下、「投票所」という。)に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て、投票しなければならない。

【期日前投票・不在者投票】

第9条 前条の規定に関わらず、投票期日に自ら投票所に行くことが出来ない投票資格者は、第6条に定める県民投票の告示後、期日前投票又は不在者投票を行なうことができる。

2 期日前投票及び不在者投票に関し必要な事項は、規則で定める。

【投票の方式】

第10条 投票人は、柏崎刈羽原発の再稼働に賛成するときは投票用紙の賛成欄に、反対するときは投票用紙の反対欄に、自ら○の記号を記載して、投票箱に入れるものとする。

【代理投票・点字投票】

第11条 身体障害その他の事由により、自ら投票用紙に○の記号を記載することができない投票人は、規則で定めることにより代理投票をすることができる。

2 点字による投票の方法は、規則で定める。

【投票の効力の決定】

第12条 投票の効力の決定に当たっては、次条の規定の趣旨に著しく反しない限りにおいて、その投票をした者の意思が客観的に明らかになるものであれば、その投票を有効とする。

【無効投票】

第13条 次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の事項を記載したもの
- (3) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○の記号を投票用紙の賛成欄及び反対欄に重複して記載したもの

- (5) ○の記号を投票用紙のいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いもの
- (6) 何も記載していないもの

【情報の提供等】

第14条 知事は、県民投票の適正な執行を確保するため、柏崎刈羽原発の再稼働の是非について県民が賛否を判断するのに必要な情報の公開に努めるものとする。

2 選挙管理委員会は、県民投票を実施するさい、県民投票の方法及び手続に関する事項を県民に分かりやすく周知しなければならない。

【県民投票運動】

第15条 何人も、県民投票運動(柏崎刈羽原発の再稼働に対し賛成又は反対の投票をし、又はしないよう勧誘する行為)その他意見の表明は、自由に行うことができる。ただし、買収、脅迫を行う等、県民の自由な意思を拘束し、又は不当に干渉するものであってはならない。

2 知事及び市町村長は、公務員が行う県民投票運動及び投票案件に係る意見の表明並びにこれらに必要な行為が不当に制限されることとならないよう、留意しなければならない。

【投票及び開票】

第16条 前項までに定めるもののほか、投票時間、投票場所、投票立会人、開票時間、開票場所、開票立会人その他県民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、規則で定める。その他、公職選挙法(昭和25年法律第100号)、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)の規定の例による。

【投票結果の告示】

第17条 選挙管理委員会は、開票を行い、開票結果が確定したときは、これを直ちに告示するとともに、当該告示の内容を知事及び県議会議長に報告しなければならない。

【投票結果の尊重】

第18条 前条の開票結果において、有効投票数のうち賛否いずれか過半数を得た意見の数が、投票資格者総数の4分の1以上に達したときは、知事は投票の結果を尊重するとともに、国及び関係機関と真摯に協議し、柏崎刈羽原発の再稼働に関して、県民の意思が忠実に反映されるよう努めなければならない。

【条例による事務処理の特例】

第19条 第3条に規定する知事の事務のうち、投票資格者名簿の調製、投票及び開票の実施その他の規則で定めるものは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2の規定により、市町村が処理することとする。

【規則への委任】

第20条 この条例に定めるもののほか、県民投票の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【施行期日】

附則第1条 この条例は、公布の日から施行する。

【失効】

附則第2条 この条例は、投票期日の翌日から起算して3月を経過した日に、その効力を失う。